

(別紙)

## 川西市個人情報の保護に関する法律施行条例の整備について

令和4年10月

# 目 次

第1	法改正の要点及び概要	
1	諮問の経緯	1
2	改正法の内容	1
第2	新条例の制定に係る市の方針	
1	現行条例の廃止	2
2	新条例で定める事項の検討	3
第3	新条例（案）の規定内容	4
第4	新条例の整備内容の検討	
1	条例で定めなければならない事項	
(1)	手数料	6
2	必要に応じて条例で定めることができる事項	
(1)	条例要配慮個人情報	7
(2)	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	8
(3)	川西市情報公開条例との整合性	9
3	条例で定めることが妨げられない事項	
(1)	個人情報事務登録簿	10
(2)	開示決定等に係る期限	11
(3)	審議会への諮問	12
4	その他検討を要する事項	
(1)	死者の個人情報	13
(2)	運用状況の公表	14

※用語の説明

用語	定義
個人情報 (改正法第2条第1項)	<p>生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>二 個人識別符号が含まれるもの</p>
個人識別符号 (改正法第2条第2項)	<p>次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p>
要配慮個人情報 (改正法第2条第3項)	<p>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</p>
本人 (改正法第2条第4項)	<p>個人情報によって識別される特定の個人</p>
保有個人情報 (改正法第60条第1項)	<p>行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの。ただし、行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関が保有しているもの)に記録されているものに限る。</p>
個人情報ファイル (改正法第60条第2項)	<p>保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの</p> <p>一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>
個人情報ファイル簿 (改正法第75条第1項)	<p>保有個人情報に係る個人情報ファイルを個人情報ファイルの名称、利用目的等の必要事項を記載した帳簿</p>

## 第1 法改正の要点及び概要

### 1 諮問の経緯

本市においては、平成7年1月に川西市個人情報保護条例が施行され、市民を始めとした個人の権利利益の侵害の防止及び市政の公正かつ適正な運営を目的として運用されておりました。

他方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これにより個人情報の保護に関する法律が改正されました。

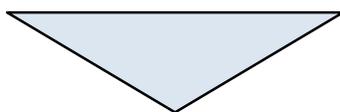
改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）では、これまで民間事業者、国の行政機関等及び独立行政法人に対して個別に規定されていた法律を一本化するとともに、これまで条例で規定されていた地方公共団体に対しても改正法の規律を受けることとされています。

改正法の施行後は、全国的な共通ルールのもと、国のガイドライン等に基づいて個人情報保護制度を運用することとなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができるため、改正法の施行に関し必要な事項を「川西市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「新条例」といいます。）として整備するに当たり、川西市個人情報保護条例第41条第3項の規定に基づき、諮問を行うものです。

### 2 改正法の内容

#### 【背景】

- ・社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
- ・個人情報保護制度の国際的調和



#### 【改正内容】

- ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法を一本化
- ・個人情報の定義等を民間・公的部門共通のルール化
- ・地方公共団体についても、全国的な共通ルールが直接適用
- ・民間・公的部門のいずれも個人情報保護委員会が包括的に監督

詳細は別添資料1のとおりです。

## 第2 新条例の制定に係る市の方針

### 1 現行条例の廃止

先述のとおり、本市の個人情報保護制度は、改正法の規定に基づき、全国的な共通ルールのもと運用することとなります。その上で、地方公共団体の条例で定められる事項は、法律の範囲内で必要最小限の措置のみ許容されています。

現行の川西市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）に規定されている手続等のほとんどの規律は、以下の表のように、改正法の規定に移行することとなります。したがって、現行条例の規定と改正法の規定とで重複する部分が多くを占めるため、新条例の制定に伴い、現行条例を廃止することといたします。

現行条例		改正法
第1章 総則 (目的、定義、責務等)	→	第1章 総則 (目的、定義(官民共通)、基本理念) 第2章 国及び地方公共団体の責務等 第3章 個人情報の保護に関する施策等 第5章第1節 総則 (定義(公的部門固有のもの)、 <b>○条例要配慮個人情報</b> )
第2章 実施機関の義務 (取扱い・収集の制限、個人情報取扱事務の登録、利用・提供の制限、オンライン結合による提供の制限、委託に伴う措置等)	→	第5章第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い (保有に関する制限、適正な取得、不適正な利用の禁止、利用・提供の制限、安全管理措置、漏えい等の報告、外国にある第三者への提供の制限) 第5章第3節 個人情報ファイル (個人情報ファイル簿の作成・公表、 <b>○個人情報取扱事務登録簿の作成・公表</b> )
第3章 開示、訂正及び利用停止の請求等 (開示請求等の手続、手数料等) 第4章 救済の手続(審査請求、個人情報保護審査会等)	→	第5章第4節 開示、訂正及び利用停止 ( <b>○保有個人情報の開示範囲(情報公開条例との整合)</b> 、 <b>○開示請求等の手続(期限等)</b> 、 <b>◎手数料</b> 、 <b>○審査請求の手続</b> )
		第5章第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (提案の募集、提案の審査等、手数料)
第5章 削除 第6章 個人情報保護審議会	→	第5章第6節 雑則 ( <b>○地方公共団体の審議会等への諮問</b> )
第7章 雑則(運用状況の公表等) 第8章 罰則	→	第7章 雑則 第8章 罰則

※改正法に基づき条例で定める事項 ◎：必ず定めるもの、○：任意に定めるもの

## 2 新条例で定める事項の検討

### (1) 改正法の趣旨を踏まえつつ、現在の個人情報保護制度の手続を踏襲

新条例の制定に当たり、現在の個人情報保護制度のうち、個人情報の開示、訂正、利用停止請求等の主要な手続については、現在と同様の運用を行うことを原則とし、改正法に規定されておらず、かつ、条例で定めることができる独自の措置等のみを、改正法の趣旨に反しない範囲で、新条例において規定いたします。

### (2) 検討の手順

上記の方針を踏まえ、改正法に基づき条例で定める事項を、①条例で定めなければならない事項、②必要に応じて条例で定めることができる事項、③条例で定めることが妨げられない事項の3点に分類の上、個別に検討をいたしました。

### 第3 新条例（案）の規定内容

#### （1）第1条 趣旨

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

【説明】

第1条では、新条例を制定する趣旨として、改正法の施行に関し必要な事項を定める旨を規定しています。

#### （2）第2条 定義

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

【説明】

第2条では、この条例において使用する用語を改正法及び施行令において使用する用語の例による旨を規定しています。

#### （3）第3条 手数料

（手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

2 手数料は、保有個人情報の開示をする際に徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。

4 市長及び上下水道事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

【説明】

第3条では、改正法の施行後における開示決定について、手数料を定める旨を規定しています。

(4) 第4条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第4条 市長は、毎年1回、法、令及びこの条例の運用状況について、公表するものとする。

【説明】

第4条では、法令に基づく本市の開示請求、開示決定等の個人情報保護制度の運用状況を公表する旨を規定しています。

(5) 第5条 委任

(委任)

第5条 法、令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

第5条では、改正法、施行令及びこの条例の施行に関し、細目的事項その他必要な事項は市規則等で定める旨を規定しています。

(6) 別表

別表（第3条関係）

開示請求の区分	記録されている保有個人情報の種類	手数料の額
写しの交付の場合	電磁的記録を除く公文書に記録されている保有個人情報	写し1枚につき10円
規則で定める方法の場合	電磁的記録の公文書に記録されている保有個人情報	規則で定める方法により保有個人情報を開示する場合に要する費用として規則で定める額

備考

写しを交付する場合は、原則として日本産業規格A列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数の算定については、市長が別に定める。

【説明】

別表では、第3条の手数料の額の内容について規定しています。

## 第4 新条例の整備内容の検討

### 1 条例で定めなければならない事項

#### (1) 手数料

個人情報の開示に係る手数料を、改正法施行後も維持するかどうかの検討を行います。

- ・案1：現行と同様の手数料を徴収する
- ・案2：改正法の施行後は手数料を無料又は実費相当分とする

※現行条例…開示文書1件につき300円+写し1枚につき10円

※改正後の個人情報保護法施行令…開示請求1件につき300円

#### 【説明】

・現行条例による制度では、開示する個人情報が記載されている公文書1件につき300円とし、写しの交付を行う場合は写し1枚につき10円を、開示する際に徴収しています。なお、不開示決定又は存否応答拒否決定の場合は、手数料を徴収していません。

・改正法では、開示決定の内容にかかわらず、国の機関に対する開示請求書1件につき300円、オンライン申請の場合は200円を納付することとされています。

・本市としましては、法律の改正を受けて条例を見直す中で、昨今のICT化、オープンデータ化の情勢を鑑みると、自己情報開示請求において受益者負担の考え方はなじまないのではないかと結論に至りました。

・したがって、改正法の施行後におきましては、実費相当分の手数料のみ徴収することとし、1件につき300円としていた部分については徴収しないことといたします。

#### 参考条文

改正法第89条第2項

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

改正法施行令第27条第1項及び第2項

1 法第89条第1項の規定により納付しなければならない手数料(第3項において単に「手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 300円

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 200円

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。

一 一の行政文書ファイル(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)第13条第2項第1号に規定する行政文書ファイルをいう。)にまとめられた複数の行政文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

## 2 必要に応じて条例で定めることができる事項

### (1) 条例要配慮個人情報

改正法第60条第5項において、地方公共団体の機関等が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれるものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることが可能とされています。

改正法の趣旨を踏まえ、本市における条例要配慮個人情報に係る規定整備の検討を行います。

#### 【説明】

・改正法上、民間部門においては要配慮個人情報について「本人同意のない収集の禁止」や「本人の事前同意を必要としない第三者提供の例外（オプトアウト）からの除外」といった取扱上の制限規定を設けている一方で、公的部門に関しては、個人情報の属性にかかわらず、目的達成に必要な範囲を超える収集・利用・提供を制限すべきとの観点から、要配慮個人情報に特化した制限規定は設けられておりません。

・その上で、改正法第60条第5項には、地方公共団体は本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を「条例要配慮個人情報」として条例に定めることができる旨が定められていますが、その取扱いに関して国は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（行政機関等編）」において「地方公共団体が固有のルールを付加することは許容されない」旨の見解を示しています。

・実施機関においては、要配慮個人情報に該当し得る個人情報を収集・保有する場合は想定されますが、現行条例で定める要配慮個人情報と改正法の要配慮個人情報が同一の範囲であること、仮に条例で規定をしたとしても条例要配慮個人情報に係る特段の制限規定を設けることができないことを考慮すれば、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要はないと判断します。

## (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

改正法第119条第4項の規定により、地方公共団体が作成する行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案の募集を行い、それに対する提案が事業者等からなされた場合、利用に関する契約を締結する際に納付する手数料に係る規定を整備するかの検討を行います。

なお、行政機関等匿名加工情報の作成及び提案の募集については、都道府県及び政令市のみ義務付けされており、その他の市町村については、当分の間、任意で行うことができるとされています。

### 【説明】

- ・行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人が識別されないように加工して作成した情報をいいます。
- ・行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を利用しようとする者の提案を定期的に募集するものとし、その上で、募集に対する提案があれば、その提案内容を審査し、基準に適合したと認めるときは当該相手方と行政機関等匿名加工情報の利用契約を締結することができます。
- ・上記のとおり、都道府県及び政令市以外の地方公共団体においては、経過措置として義務付けが緩和されており、現時点で本市において行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を行う予定はありませんので、現時点において手数料を定める必要はないと判断します。

### (3) 川西市情報公開条例との整合性

改正法の個人情報の不開示情報の範囲と川西市情報公開条例第7条第1項に規定する非公開情報の範囲について、次のとおり整合性を図る必要があるかを検討します。

①改正法が定める不開示情報に該当するもので、川西市情報公開条例の規定により開示することとされている事項があれば、新条例で不開示情報から除外

②川西市情報公開条例において開示しないこととされているもので、改正法で開示することとされている事項があれば、新条例で不開示情報として追加

#### 【説明】

・現行の川西市情報公開条例に規定する非公開情報（公文書公開決定時に非公開とするもの）と改正法の不開示情報（自己情報開示決定時に不開示とするもの）については、別添資料2のとおりです。

・①について検討すると、改正法の不開示情報の中で川西市情報公開条例の規定により開示することとされている事項はありませんでした。したがって、①については条例で定める必要はないと判断します。

・②については、川西市情報公開条例第7条第1項第4号の附属機関等情報に関しては、改正法の不開示情報には規定がありません。しかし、改正法の事務事業執行情報に該当すると解釈すると、条例で規定を置く必要はないと考えています。

・したがって、改正法の個人情報の範囲と川西市情報公開条例第7条第1項に規定する非公開情報の範囲との整合性について、条例で特段の規定を置く必要はないと判断します。

### 3 条例で定めることが妨げられない事項

#### (1) 個人情報事務登録簿

改正法第75条において、行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的等の必要事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならないとされています。その上で、同条第5項には、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定されています。

改正法の趣旨を踏まえ、本市における個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成について規定整備の検討を行います。

#### 【説明】

- ・本市においては、現行条例第9条において、実施機関に対し個人情報取扱事務登録簿の作成を義務付け、一般の閲覧に供することとしています。
- ・改正法では、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないと定められていますが、これとは別に、地方公共団体の条例で、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成、公表を規定することが可能とされています。
- ・しかしながら、条例で帳簿の作成、公表について規定したとしても、個人情報ファイル簿の作成、公表義務が除外されるわけではありません。
- ・また、川西市における個人情報取扱事務登録簿は一般の閲覧の用に供していますが、閲覧実績は近年ありません。
- ・したがって、本市の条例において、個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成について規定を設ける必要性は低いと判断します。

#### 参考条文

改正法第75条第5項

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

## (2) 開示決定等に係る期限

改正法における開示決定等の期限は、開示請求があった日から30日以内に決定を行うこととされています。その上で、改正法では、地方公共団体の条例で当該期限を短縮することが可能とされています。

現在の条例では、開示請求書が市に提出された日から起算して15日以内に開示決定等を行うこととされているため、改正法の施行後も現行と同様の期限で開示決定等を行うことを検討します。

### 【説明】

- ・現行条例第23条第1項において、開示請求書が市に提出された日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないとされています。
- ・他方、改正法上は、開示請求があった日から30日以内に決定を行うこととされ、開示請求者に対しては開示決定等を待つ期間が長くなることとなります。
- ・本市としましては、現行の期限で開示決定等を行うように運用するべきと考える一方、条例で規定を置くと、改正法の期限内であっても開示決定等を15日を超える場合は条例に反し違法と評価されるおそれがあります。
- ・したがって、本市における開示決定等の期限については、改正法の施行後も、現行と同様に開示請求15日以内の開示決定等を行うこととしますが、条例で改正法の期限から短縮する規定を定めるのではなく、改正法の適用を受けた上で、制度運用上の標準処理期間として15日以内で開示決定等を行う旨を別に定めることが妥当と判断したため、本市の条例においては当該規定を設けないと判断いたしました。

### 参考条文

#### 改正法第83条第1項及び第2項

開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (3) 審議会への諮問

改正法第129条において、地方公共団体における個人情報の取扱いについて特に専門的な知見を求める必要がある場合に限り、審議会に諮問することができるかとされています。

現行の審議会のように、個別の事案について類型的に諮問することは、全国的な共通ルールを定める改正法の趣旨に反し許容されないとされています。

現行の審議会の在り方及び改正法に基づく諮問内容について検討いたします。

#### 【説明】

- ・改正法の施行後は、審議会の役割について大幅に制限されることとなります。
- ・一方、開示決定等の審査請求に係る事項は、行政不服審査法第81条第1項及び第2項の機関として置かれる審査会に所掌され、審査会については引き続き設置しておく必要があります。
- ・また、川西市情報公開条例においても同様の審査会を設置していますが、その役割は改正法又は現行条例とほぼ同内容であり、これらの付属機関を個別に置くことは適当ではないのではないかとの結論に至りました。
- ・したがって、現行の川西市情報公開審査会、川西市個人情報保護審査会、川西市個人情報保護審議会を統合し、改正法の施行後は「川西市情報公開・個人情報保護審査会」として新たに設置して運用します。
- ・所掌事務としましては、新条例の改正及び廃止に関する事項や、特定個人情報の保護評価に関する事項、個人情報の取扱いに関し運用上の細則を定める場合で特に必要な事項の調査審議となります。

#### 参考条文

##### 改正法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

## 4 その他検討を要する事項

### (1) 死者の個人情報

改正法上の個人情報とは、「生存する個人」に関する情報であり、死者の情報については法の適用対象に含まれておりません（ただし、生存する個人を識別することが可能な死者の情報は、当該個人の個人情報に該当します）。

国のガイドライン上は、新条例とは別の制度として、死者の個人情報についての規定を条例で定めることは可能とされています。

本市における死者の個人情報について、別途条例を定める必要があるかを検討します。

#### 【説明】

・現行条例では、第17条第3項において、死者の法定代理人であった者、相続人、配偶者等、必要とされる範囲に限り、死者の個人情報を開示請求の対象としています。

・改正法においては、死者に係る情報は個人情報とは区別されており、改正法の適用は原則としてありません。

・しかしながら、本市において現行の制度と同様の取扱いとするため、一定の基準を設ける必要はあると考えます。この内容については、新条例とは別の例規により定められるものと判断します。現時点では、公文書公開制度の利用を想定しており、その開示範囲について現行と同様とするような制度設計を検討しています。

・したがって、新条例においては、死者の情報について規定を設ける必要性はなく、別の例規、要綱等において対応するものと判断します。

## (2) 運用状況の公表

現行条例において、市は年に1回、条例の運用状況を公表することを義務付けています。これは任意の規定であり、改正法には規定はありません。

改正法において開示決定等の規定を条例で定めることは可能とされています。

本市における運用状況の公表について、引き続き条例に定める必要があるかを検討します。

### 【説明】

- ・現行条例第44条において、年に一度、市広報で開示請求、開示決定等の件数等を公表しています。
- ・国のガイドラインにおいても、条例で運用状況を公表する規定を設けることは妨げられないとされています。
- ・したがって、本市の市政運営の透明性の確保のため、運用状況の公表について引き続き条例に定めることといたします。